

他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針

1 地域密着型（介護予防）サービスの基本原則

地域密着型（介護予防）サービスは、要介護者等が出来るだけ住み慣れた地域で生活し続けることを支えるために、その地域に添ったサービスを提供するため、区市町村が指定や監督を行うサービスです。このため、区市町村の被保険者は、その区市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用することが原則となります。

ただし、他の区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所についても、被保険者からの利用希望の申立に基づき、利用希望のある地域密着型（介護予防）サービス事業所が所在している区市町村と協議の上、例外的に、被保険者が他の区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用することが可能となる場合があります。

2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の例外的な利用

他区市町村に所在する事業所を利用すること及び他区市町村の被保険者が朝霞市の事業所を利用することについては、利用希望の申立ごとに適切に判断することとなっており、本市は下記の指針とします。

（1）朝霞市被保険者が他区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用するために求める基準等

- ア 朝霞市内に利用を希望する同一サービス種別の指定地域密着型（介護予防）サービス事業所が市内にない場合、又は定員に空きがない場合
- イ 他区市町村に在住する親族宅等に一時滞在する場合などで、他区市町村の事業所を利用する必要がある場合
- ウ 虐待等のやむを得ない理由がある場合
- エ そのほか、他区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービスを利用する必要がある場合

(2) 他区市町村の被保険者が朝霞市に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用するために求める基準等

(1) と同様の基準で判断します。

なお、下の表のとおり、朝霞市の被保険者の利用枠を確保するため、他区市町村の被保険者の割合を制限した上で、利用を認めることとします。

ただし、各サービス事業所の他区市町村の被保険者における定員等の割合が下の表に記載される各サービスの他区市町村の被保険者の割合を超えていても、事業所の定員に対する利用人数に空きがあれば例外的に利用を認める場合があります。

	サービス種別	他区市町村の被保険者の割合
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	登録利用者数の2割 (住所地特例対象者を除く)
②	看護小規模多機能型居宅介護・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	登録定員の2割 (住所地特例対象者を除く)
③	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	入所者定員の2割
④	(介護予防)認知症対応型通所介護・ 地域密着型通所介護・療養通所介護	利用者定員の2割 (住所地特例対象者を除く)

3 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定手続き

- ・利用を希望する他区市町村の地域密着型（介護予防）サービス事業所が本市の指定を受けているか確認してください。
- ・本市から指定を受けていない事業所の場合、当該事業所から、本市へ新規指定申請が必要となります。既に、指定を受けている事業所の場合は、新規指定申請は不要です。

※ 新規指定事務手続き及び他区市町村との協議手続きには、1か月以上時間を要します。

※ 既に指定を受けている事業所を希望する場合には、他区市町村との協議手続きに2～3週間程度時間を要します。

※ 他区市町村の被保険者が朝霞市の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の必要な手続きについては、利用を希望されている方のお住まいの区市町村へ確認してください。

4 留意事項

ア 利用希望の申立は、利用者ごとに行う必要があります。

イ 住所地特例者の地域密着型（介護予防）サービスの利用については、住所地特例の対象施設に入所し、住民票も当該施設に異動している方は、住所地の区市町村の地域密着型（介護予防）サービスの利用希望の申立をすることなく利用することができます。（P2に掲載している表の①、②及び④のみ）